【参考】児童手当の判定所得の計算方法

所得額 － 控除額 － 施行令に定める控除額 8万円 ＝ A

次の所得額の合計

- 総所得 ※1
- 退職所得（総合課税）
- 山林所得
- 土地等に係る事業所得等
- 長期譲渡所得（分離課税）※2
- 短期譲渡所得（分離課税）※2
- 先物取引に係る雑所得
- 特例適用利子等
- 特例適用配当等
- 条約適用利子等
- 条約適用配当等

次の控除額の合計

- 雑損控除
- 医療費控除
- 小規模企業共済等掛金控除
- 障害者控除
  27 万円（特別 40 万円）
- ひとり親控除　35 万円
- 寡婦控除　27 万円
- 勤労学生控除　27 万円

所得制限限度額
所得上限限度額
と比較

※1 総所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（営業等・農業）、給与所得、総合課税の短期譲渡職および雑所得、総合課税の長期譲渡所得×1/2、一時所得の金額×1/2 の合計に損益通算や、前年から繰り越した純損失・雑損失の繰越控除を適用した金額のこと。なお、給与所得又は雑所得（公的年金等にかかるものに限る。）を有する場合、その合計額から 10 万円を控除した金額を用いる。

※2 特別控除適用後の金額を用いる。